

平成26年 7月31日

厚生労働省保険局

医療課	御中
保険課	御中
国民健康保険課	御中
高齢者医療課	御中

協同組合日本接骨師会
会長 登山 勲

柔道整復師医療費適正化事業対策にかゝる要望

要望の趣旨

柔道整復師療養費適正化取り扱いについて、平成24年3月12日通知に基ずく患者対象調査照会対策による受診妨害問題頻発の不適当問題の自粛と、今後の適切な不正保険取り扱い防止対策の周知徹底を賜るようお願い申し上げます。

要望の理由

不正保険取り扱い防止の大事は言をまたずです。だが、目的良ければ手段を選ばずの誤りも言をまたずです。

平成24年3月12日通知に基ずく患者対象対策の受診照会の乱用による失当と、これによる患者の医療選択の自由の妨害で、柔道整復師医療受診妨害の失当の回避について、平成25年3月19日、平成25年11月22日、二回にわたり受診妨害防止留意となりましたが、未だ、問題発生で、引き続き妨害防止周知徹底が求められる次第です。

こうした注意の下で、再び、患者対象照会乱用問題の看過不可です。

そこで、改めて、不正防止対策について、会計検査院指摘のとおり患者対象照会ではなく柔道整復師を対象とする対策として保険者に「統計資料整備怠慢保険者の注意」の下に対象柔道整復師特定取り組みの周知徹底について下記事項の確立を図られるようお願い申し上げます。

記

不正保険取り扱い防止対策について

1. 全療養費支給申請書の統計資料の整備を図ること。
2. 傾向的濃厚過剰診療者の特定を行うこと。
3. 審査会体制について、傾向的濃厚過剰診療請求者審査の確立を図ること。（対象者は保険者の統計資料根拠に基づき特定）
4. 単なる三部位以上傷病者或は3ヶ月超傷病者を照会する行き過ぎの自粛の周知徹底。（照会用紙の平成24年通知案の乱用問題の自粛）
5. 照会乱用保険者（受診妨害くり返し保険者）の公表。